

→ H21.11.28開催(於東京・弁護士会館)

災害復興まちづくり支援機構・シンポジウム資料

別紙①～③は山谷が書いた想定を受ける

平成21年11月28日

岩手・宮城内陸地震発生に伴う

宮城県災害復興支援士業連絡会災害対策本部の活動報告

宮城県災害復興支援士業連絡会

会長 山谷 澄雄

第1 初めに

宮城県災害復興支援士業連絡会は、平成15年5月と7月の宮城県北部地震を契機に平成17年3月に設立され、以後、2回のシンポジウムを開催するなど活動を重ね（第2回シンポジウムは岩手・宮城内陸地震の8日前である平成20年6月6日に開催した）、同19年5月に「災害時対策マニュアル」を作成し、また、宮城県との協定書の締結に向けて平成20年5月の時点で、協定書の字句の調整段階に至っていた。

今般、岩手・宮城内陸地震の発生に伴い、士業連絡会では「災害時対策マニュアル」に基づき災害対策本部を立ち上げ、同マニュアルに従い、活動した。

以下、活動内容を報告する。

第2 地震発生と宮城県災害復興支援士業連絡会（仙台弁護士会）の対応

1 平成20年6月14日（土）

- ・ 6月14日（土）午前8時43分に地震が発生し、宮城県栗原市で震度6強、仙台市で震度5強が観測された。
- ・ 同日午後1時ころ、当士業連絡会の副会長（以下、肩書きはいずれも平成20年6月14日当時のものとする）の山谷は荒仙台弁護士会会长の携帯電話に当会としての対応につき照会をし、情報収集に努めることとなった。

また、士業連絡会副会長の齋藤利美司法書士に携帯電話にて照会し、栗原市在住の司法書士からの情報の有無を確認した（特になかった）。その後、テレビによる報道により被害が甚大であることが判明してきたため、山谷が松尾弁護士（宮城県災害復興支援士業連絡会会长、仙台弁護士会災害復興支援特別委員会委員長）、内田弁護士（士業連絡会前副会長、仙台弁護士会法律相談センター委員長）と協議を重ね、災害時対策マニュアルにしたがって、士業連絡会緊

急理事会招集を決定した。

2 同年6月15日（日）

山谷が自分の法律事務所で士業連絡会緊急理事会招集通知を起案し、士業連絡会の連絡リストに基づき各団体の事務局・理事にFAXにて通知した。また、知れたる理事の携帯電話に連絡した。

3 同年6月16日（月）

- 午後1時から仙台弁護士会間にて士業連絡会緊急理事会を開催し、士業連絡会の災害対策本部の立ち上げを決議した。
- 宮城県に対し、士業連絡会がマニュアルに従って災害対策本部を立ち上げたことと、無料相談会開催の用意があることをFAXにて通知・連絡した。
- 士業連絡会緊急理事会終了後、仙台弁護士会災害復興支援特別委員会（臨時会）を開催し、執行部に災害対策本部の立ち上げにつき上申することを決めた。

事前に、災害不行使縁特別委員会担当である日下副会長と亀田庶務委員長に申し入れ、当日午後6時に災害復興支援特別委員会の委員が執行部会に出席し、執行部会にて災害対策本部設置規則に基づき、災害対策本部の立ち上げが決まった。

4 同年6月17日（火）

- 16日の執行部会の決議を受け、第1回仙台弁護士会災害対策本部が開催された。同会合では、まず構成員が決められ、今後の活動内容が議論され、電話無料法律相談を実施することが決められた。
- 山谷より東北弁連中村彰二代表幹事に電話。仙台会・士業連絡会の対応につき報告する。あわせて、新潟県中越地震、同中越沖地震の際の関弁連の対応をお知らせする。

5 同年6月18日（水）

- 仙台弁護士会常議員会（定例）が開催され、
 - ア 仙台弁護士会災害対策本部設置の件が事後承認される。
 - イ 無料相談（電話・面談）の件が承認される。
- 常議員会終了後、荒会長・日下副会長・亀田庶務委員長・山谷が出席し、宮城県内のマスコミに対し、災害対策本部の立ち上げと電話無料法律相談の件を記者発表した。あわせて、士業連絡会が災害対策本部を立ち上げ対応を検討している旨を記

者発表した。

6 6月19日（木）

- ・ 地元紙である河北新報に無料相談の件が掲載された。
- ・ 宮城県災害対策本部に土業連絡会として相談会の照会を再度FAXにてする。折り返し、担当者より携帯電話にて回答あり。
： 現地がまだライフラインの確保を中心とする対応が多忙であること、相談会はおって栗原市と相談の上、日時場所等を回答する、とのこと。

7 同年6月20日（金）

- ・ 第2回仙台弁護士災害対策本部
会員に対する被災状況の照会書執行と日弁連に対する「御札とご回答」執行を決する。
- ・ 宮城県災害復興支援土業連絡会災害対策本部（第2回）
各会員団体の対応の確認と宮城県・栗原市との連携・連絡の確認をする。
- ・ 仙台弁護士会災害復興支援特別委員会（定例）
無料法律相談の実務的準備・日弁連第4回全国協議会開催の確認等を進める。

8 同年6月23日（月）

- ・ 無料電話相談・無料一般相談開始。冒頭、東北放送の取材あり（当日放送）。
- ・ 日弁連津久井副委員長よりMLにて、「宮城県栗原市耕英地区の復興支援について」照会あり。対策本部にて対応協議。

9 同年6月24日（火）

- ・ 午前中の電話相談1件（ブロック塀倒壊の件）との報告を松尾副本部長より山谷が受ける。栗原市に対する広報を再度したらどうかとの指示を受ける。
- ・ 宮城県災害対策本部に電話を入れる。その後、栗原市の担当者に電話にて案内・協議。→ 栗原市の協議を待つこととなる。

10 同年6月26日（木）

- ・ 土業連絡会松尾会長の指示により、「栗原市耕英地区の復興支援の件」につき、7月2日の勉強会に参加することに決し、土業連絡会・仙台弁護士会の災害対策本部関係者にMLにて案内を送信。
- ・ 栗原市より無料現地相談の依頼を電話にて受ける。山谷が日程調整をし、参加を呼びかけることとなる。

11 同年6月27日(金)

- ・仙台弁護士会電話無料相談を1週間延長することになる。
- ・栗原市と現地無料相談につき協議(電話にて)

7月5日、7月13日に栗原市(花山支所、栗駒支所)にて、仙台弁護士会、宮城県災害復興支援士業連絡会が相談会を行うことで、準備を進めることになる。

12 同年6月30日(～7月3日)

- ・仙台弁護士会の電話無料相談実施(2週目)

全体を通して合計14件(ただし、災害に無関係な相談を除く。)の相談を受け付けた。

→各日ごとの件数
内容は別紙①

13 同年7月2日(水)

- ・宮城県災害復興支援士業連絡会災害対策本部(第3回)

栗原市における現地無料相談会の日程・配置等、準備を進める。

栗原市耕英地区における復興支援の件(参加メンバーの確認など)

- ・仙台弁護士会災害対策本部(第3回)

電話無料相談の受付概要等の確認。

栗原市における現地無料相談の派遣メンバーの確認。

日当支給の件を執行部に上申する件。

- ・栗原市耕英地区における復興支援の会合

松尾弁護士(仙台弁護士会災害対策本部副本部長、宮城県災害復興支援士業連絡会会长)、白石宮城県行政書士会副会長が参加。

14 同年7月4日(金)

- ・山谷から栗原市市民生活部次長佐藤氏に電話。7月5日の現地無料相談会の日程・配置等を再度確認するなど準備を進める。

15 同年7月5日(土)

- ・栗原市(花山総合・栗駒総合支所)にて宮城県災害復興支援士業連絡会の会員が現地無料相談会実施。花山地区、相談受付0。栗駒地区、相談受付3。なお、当会からの参加は、花山総合支所が内田、工藤、栗駒総合支所が山谷、佐々木好志の各会員。

内容は別紙②

受付件数が少ないので、急遽、7月13日の相談会に向けてチラシを作成することになる。

16 同年7月7日（月）

- ・ 栗原市における現地無料相談会のチラシ作成（仙台弁護士会災害対策本部工藤芳明弁護士）
- ・ 仙台弁護士会災害対策本部委員の工藤弁護士から、栗原市（花山総合支所・栗駒総合支所）の担当者にチラシの配布など広報を依頼する。

17 同年7月13日（日）

- ・ 栗原市における現地無料相談会実施。花山総合支所、受付件数0件。栗駒総合支所、受付件数14件。当会の参加者は花山総合支所が宇都、神坪、栗駒総合支所が松尾、工藤各会員。
----- 内容記録③ -----
- ・ 河北新報社説にて無料相談会等の活動が取り上げられた。

18 同年7月15日（火）

- ・ 仙台弁護士会災害対策本部（第4回）
無料電話相談及び現地相談会の集計及び結果検討など。
上記活動につき、河北新報の社説で取り上げられたことの報告。
相談会の費用（担当弁護士への日当）に関連して、日弁連・東北弁連に対する支援金の交付要請につき執行部に上申することに決する。

栗原市耕英地区における復興支援につき会合に参加した松尾弁護士から報告。今後の参加のあり方につき意見交換。

- ・ 仙台弁護士会災害復興支援特別委員会（定例）

19 同年7月16日（水）

- ・ 宮城県災害復興支援士業連絡会災害対策本部（第4回）
7月5日、7月13日の栗原市における現地無料相談会の結果検討等。
7月2日の栗原市耕英地区における復興支援の件につき、松尾士業連絡会会长から報告。今後の参加のあり方につき意見交換。

20 同年8月30日（土）、31日（日）

栗原市耕英地区における復興支援の件につき、会合に参加（宇都弁護士）。

21 同年9月1日（月）

日弁連「災害復興支援に関する全国協議会」開催。山谷より活動内容を報告。

22 同年9月19日（金）

- ・ 仙台弁護士会災害対策本部（第5回）

9月27日開催予定の無料相談会の日程・参加者・広報等の準備。

義捐金配分についての意見の取扱いにつき検討。

23 同年9月27日（土）

- ・ 栗原市立図書館にて土業連絡会主催で無料相談会を開催した。合計4件の相談があった（内1件は災害とは無関係の案件）。近隣の崖が崩壊の危険にあるが対応の仕方如何との相談、罹災証明についての不服申立等の相談、建物建築請負業者からの相談があった。なお、当会からは、山谷、神坪、佐々木フミ子、久保田の各会員が参加した。

24 同年10月14日（火）

- ・ 仙台弁護士会災害対策本部（第5回）

9月27日開催の現地無料相談会の報告、結果の検討。

義捐金についての意見の集約について（土業連絡会のPTで継続して取り扱うこととなる）

第6回災害対策本部の日時場所はおつて指定とする。

- ・ 仙台弁護士会災害復興支援特別委員会（定例）

無料相談会の報告等。

25 平成21年2月17日（火）

- ・ 仙台弁護士会災害対策本部（第6回）

災害対策本部解散の件を協議。常議員会に解散の件を諮ることを会長に上申することとする。

なお、災害復興支援特別委員会にて、①電話無料相談・現地無料相談会における相談案件の集約、②災害時対策マニュアルの改訂、③栗原市・大崎市における義捐金配分についての意見集約、④災害基金の設置準備、⑤災害復興に対する対応、等の作業を進めることにする。

26 平成21年3月3日（火）

栗原市社会福祉協議会訪問。義捐金配分の件について。

27 平成21年3月24日（火）

- ・ 宮城県災害復興支援土業連絡会理事会（定例）

災害対策本部解散の件を決議する。

28 平成21年5月1日（金）

大崎市役所訪問。義捐金配分の件について。

電話無料相談集計表 (6/23~7/3)

	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/30	7/1	7/2	7/3
10:00-12:00	1	2	3						1
	プロック塀倒壊に伴う損害についての融資の有無	工作物責任。隣家の損壊の妨害排除。	外壁が倒壊し隣地に駐車中の車両が損壊した事案等					プロック塀倒壊による損害賠償の件	
12:00-14:00	1			1			1		
	壁側塀による損害		祖父名義の建物の損壊		被災に伴う修繕について				
14:00-16:00		2		1	1	0			
	労災、雇用保険税の減免		以前の地震に関する相談	交通途絶地の車両					
被災以外の相談		3	2	1	1				
小 計	1	3	2	5	1	1	0	0	1
(被災以外)	(0)	(3)	(2)	(1)	(1)				

資料 2

別紙②

2008・07・15

栗原市における無料相談会の結果集計（7月5日の分）

弁護士 山 谷 澄 雄

1 花山総合支所 相談受付 0件

2 栗駒総合支所 同 3件

① 相談内容：隣家の2階が傾いて自分の敷地内に入り、自宅と接触している状態にある。

回答要旨：妨害排除請求権があると考える。まずは、隣家の建物の危険性を専門家（建築士）から確認すべき。話し合いが困難であれば調停等の利用検討のこと。（弁護士と建築士が同席で回答）

② 相談内容：減反の対象となっている田が今度の地震で土砂崩れのために埋まってしまった。来年もまた減反の対象となるかどうか、どのような手続を踏めばよいか。

回答内容：行政の窓口（栗駒総合支所産業建設課）を紹介する（弁護士が回答）。

③ 相談内容：祖父名義の建物が地震で損壊した。解体したいが孫である相談者1人だけでも取り壊し可能か、罹災証明書がもらえるか。

回答内容：地震のため新築と同じくらいの費用をかけないと住み続けることに困難ということもあり、解体する理由が相当あるといえる。建物を書いた以後滅失登記することは相続人の1人からで可能（司法書士と土地家屋調査士が同席し土地家屋調査士が回答）。罹災証明書は納税者である孫1人だけでも発行してもらえる（同）。

以上

震災相談概要とその回答(参考)

A3)

	相談概要	指示・指導事項
計9	家屋損壊・倒壊・通路開陥など	
1	田の作業が危険(崖崩れのため)できない。 ①どうしたらよいか。 ②家全体がやられているので、専門家に見てもらいたい。	①現場の写真をとり役場で相談してください。 ②耐震診断を受け補強工事を検討して下さい。 (以上建築士回答)
2	市道前の自宅の庭に亀裂が入った。外便所が傾いた。自宅敷地が市道より若干高くなつたため、崩れる可能性がある。 ①市は、調査は終了したとして震災証明書を出してくれないがどうしたらよいか。	①庭の亀裂により崖崩れ、市道の交通の支障になる可能性があることを強調して、行政に働きかける必要がある。(弁護士回答)
3	自宅の建物の土台とコンクリートとの間の隙間、壁にひび割れが出来た。 ①今回の地震でできたと思われるので、市に調査してもらいたい。	住宅相談窓口を現在市役所で開催中なので、相談し、罹災証明書を発行してもらえるかは調べてもらうべき。(弁護士回答)
4	応急危険度判定を受けた(赤)、老父母と弟が未だに居住している。 建物は築50年、土地と建物に共同抵当あり。 ①補修のための融資を受ける必要があるが、どうしたらよいか。	①まずは居住者の退去を強く勧める。耐震診断を受ける必要がある。 (建築士回答) ・現在融資を受けている金融機関に相談してみる。建物は勝手には取り壊さないで、まずは抵当権者に相談すること(弁護士回答)。

震災相談概要とその回答(参考)

5 祖父の持分の不動産について、相続手続が未了のまま建物(故祖父名義)が全壊した。祖父は昭和50年代に死去。土地については相談者と故祖父の共有名義となっている。 ①建物を壊しても大丈夫か。 ②建物を新築してもよいか。	(1)建物の取り壊しは管理行為として可能。 土地については、まず相続問題を解決すること。そのためには、一度調停を申し立て、不調であれば審判を求める方法もあるでしょう。			
6 自宅のブロックが倒れて、隣家敷地の植木2本を折った。植木の所有者から損害賠償請求された。※ブロック塀は昭和30年代築 ①応じなければならないか。	(1)震度6強による損壊であれば、不可抗力となる可能性があるが、相当古くなつたブロック塀であるので、その維持管理について過失がないかどうかは微妙な問題がある(弁護士回答)。			
7 母屋の傷みが激しく、作業等の危険度判定は赤である。壁も落下しそうである。 ①心配なのでどうしたらよいか。補強修理をどうすすめたらよいか。	(1)市に耐震診断をお願いする。 写真を見ると、構造的にも問題があり耐震補強が必要と考えられる(建築士回答)			
8 墓地で、隣りの墓石が倒壊し、相談者の家の墓石が損壊した。 ①損害賠償請求できなきのか。	できない。不可抗力である(弁護士回答)。			
9 40年くらい前に作った便槽が損壊し、汚物が流れてくるので、市が近くで下水管工事をやつしているのでこの修理もやってくれるでしょうか。	栗原市に相談する(建築士回答)。			
0	0	0	0	0
計5	保険・融資・税金など			

震災相談概要とその回答(参考)

		①雑損控除の適用の可能性が高い旨回答 確定申告時期には、領収書等必要書類を持参の上納税相談にて対応されたい。(税理士回答)
1	地震で庭に亀裂が入り地盤が沈んだため、庭を修理した。 ①税務上の優遇措置などがあれば教えて欲しい。	①雑損控除の適用の可能性が高い旨回答 但し、所得金額によって申告年に控除しきれない場合があるため、所得金額等の検討を要する。(税理士回答)
2	自宅の石垣が崩れた場所が通学路で通学者に危険が及ぶため撤去・修繕したい。 ①税務上の優遇措置があれば教えて欲しい。	他、雑誌控除についても、申告されあれば翌年以降3年間の繰り越し可能なため、確定申告の時までに資料等の準備をすることが望ましい。
3	住宅が半壊した。 ①税のメリットを教えて欲しい。※地震保険加入している。	①雑損控除若しくは災害減免法の適用の可能性がある。 保険会社の査定状況、罹災証明書等を準備した上で、確定申告時に納税相談等を勧める。(税理士回答)
4	住宅が一部損壊した。 但し、損壊した箇所は住居部分ではなく農業関係の作業に使用する作業場である。 ①税の減免措置の有無を教えて欲しい。	①住宅部分の損害は雑損控除適用の可能性が大きい。 罹災証明書の取得、修繕費の領収書等の保管が必要である。 農業関係の作業場部分の損害は事業所得の経費に該当する。(税理士回答)
5	宅地のり面(石垣)が損壊し、宅地が崩れる危険性があるということで、現在補修工事中である(費用500万円)。 危険度判定(建物=赤、土地=赤)。 但し、建物はそれ自体は大きな損壊は見られない。 罹災証明は申請済み(証明は一部損壊の見込)。被災証明は発行済み。 ①各種援助制度にどのようなものがあるか知りたい。 ②税金上の優遇制度について知りたい。	①建物自体は、損壊の程度が小さいようで、生活再建支援法の適用は難しい。義援金の配分額は今後の状況による。(弁護士回答) ②今回のケースにおいては、自宅のり面はほどだい(自宅基礎部分)と考えられることから、生活に通常必要な資産に該当する可能か、補修費用(災害関連支出)は雑損控除の適用が考えられる。(税理士回答)
0		行政対応など
0		その他(震災と無関係と思われるものも含む)